亀岡市公告第１１６号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

この工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で１式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続の簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和８年１１月１７日

亀岡市長　　桂　川　孝　裕

1　工事の概要等

(1) 工事番号　管第 8-4 号

(2) 工事名　亀岡市公共下水道事業　西部汚水幹線その 6 布設工事

(3) 工事場所　亀岡市宮前町猪倉地内

(4) 工事種別　土木一式工事

(5) 工事概要　工事延長　L=647.70m

管布設工　VUφ200　管渠延長　622.50m

１号組立マンホール工　1 式

附帯工　1 式

(6) 工期　契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(7) 部分払　無

(8) 前金払　有（当該工事契約金額の 40%以内　保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払　請負金額 500 万円以上かつ工期 150 日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の 2 分の 1 が経過していること、工程表により工期の 2 分の 1 が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の 20%以内　保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格　採用

(11) 入札保証金　免除

(12) 契約保証金　落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品　無

(14) 契約書の要否　　要

2　入札参加資格要件

(1)　令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2)　特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3)　手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、ＪＶ案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4)　受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和8年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、ＪＶ案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5)　受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和8年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、ＪＶ案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7)　入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3　入札参加資格確認申請時の提出書類

(1)　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2)　配置予定技術者調書（別紙様式2）

※　入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとすること（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3)　配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※　1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付する

こと。

4　入札手続等

手　続　等	期間・期日・期限　等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和 8 年 11 月 17 日（火） 午後 3 時から		共通事項 2 のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和 8 年 11 月 17 日（火） 午後 3 時から		共通事項 2 のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和 8 年 12 月 1 日（火） 午前 9 時から 令和 8 年 12 月 2 日（水） 午後 4 時まで		共通事項 3 のとおり
入札参加確認通知の送付	令和 8 年 12 月 3 日（木） 午後 5 時までに電子入札システムにより通知		共通事項 3 のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 5 時まで 設計図書に関する質問 令和 8 年 12 月 3 日（木）午後 3 時まで		共通事項 5-1 のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 5 時まで		共通事項 5-1 のとおり
入札期間	令和 8 年 12 月 10 日（木） 午前 9 時から 令和 8 年 12 月 11 日（金） 午後 3 時まで		共通事項 6 のとおり
予定価格の公表	令和 8 年 12 月 11 日（金）午後 4 時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和 8 年 12 月 15 日（火）正午まで		共通事項 5-2 のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和 8 年 12 月 16 日（水）午後 5 時まで		共通事項 5-2 のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和 8 年 12 月 16 日（水）午前 10 時	令和 8 年 12 月 17 日（木）午前 10 時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和 8 年 12 月 17 日（木）午前 9 時から午後 3 時まで	令和 8 年 12 月 18 日（金）午前 9 時から午後 3 時まで	共通事項 6 のとおり

再度入札の開札日時	令和 8 年 12 月 17 日（木）午後 3 時以降	令和 8 年 12 月 18 日（金）午後 3 時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。
入札システム停止時間帯は受付できない。
紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5　入札参加資格の確認

入札参加申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7　その他

(1)　落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2)　入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3)　入札 2 日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の 1 日目に提出する」こととし「2 日目は（1 日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4)　**「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、数量総括表及び閲覧設計書を参照することとする。また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算により変更契約を行うものとする。なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は受け付けない。**

(5)　その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）　亀岡市　総務部　契約検査課　（電話 0771-25-5041）